

# 2022年度 自動運転車社会実装サポート事業 公募型プロポーザル実施要領 (千葉県未来技術等社会実装促進事業)

## 1 趣旨・目的

本市は、2016年1月に「幕張新都心の中核とした『近未来技術実証・多文化都市』の構築」を掲げ、国家戦略特区の指定を受け、先端技術を活用したドローンや自動運転車等の技術実証や新たなビジネスモデルの創出に向けた取組みを進めてきた。

本事業では、高齢者や障害者、さらに外国人を含めた多様な方がその時々の交通事情等に応じたモビリティを選択し、すべての人がストレスなく付加価値のある快適な移動を実現するため、幕張新都心内における自動運転車サービスの導入を見据え、社会実装を想定した実証実験の実施事業者を公募する。

## 2 公募概要

### (1) 公募要件

#### ①実施内容

- 1 自動運転車を活用した都市の回遊性向上、観光コンテンツ創出、外出困難者支援など、地域の交通課題解決等に寄与するサービスを提供する事業
- 2 自動運転車とAI・IoT技術等の未来技術を組み合わせたサービスを提供するための実証を行う事業

#### ②対象事業者

- ・民間企業、大学、研究機関、その他団体であって、千葉市内において本事業を実施する者（複数事業者による共同提案は可とする）
- ・その他、千葉県未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の各号のいずれにも該当しない者

#### ③自動運転車の規格等

- ・要綱第2条第3号に掲げる要件を満たすこと
- ・自動運転車を活用したサービス実証、技術実証等を行う場合においては、道路交通法、道路運送車両法及びその他法令を遵守すること

#### ④実証地域

- ・幕張新都心を中心とする地域（幕張新都心を含めた広域的な地域での実証は可とする）

#### ⑤実証期間

- ・技術検証に十分な期間を設けること
- ・概ね令和5年1月末までには実証実験を実施し、2月末までには実績報告を行うこと

#### ⑥その他特記事項

- ・事業で得られたデータ等の検証及びその検証データを市に提供すること
- ・各事業を行う際には、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のための対策を講じること
- ・事業実施による利用料、寄附金や広告料等の収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から控除すること。ただし、補助対象外経費が発生する場合、当該経費に充てることは差し支えない。
- ・幕張新都心内に営業路線を保有するバス事業者と運行について調整を行うこと
- ・前年度実証実験での課題、及び、サービスの実装を見据え、A～Cに示す取組みのいずれかについて、実施内容に含むこと

A) 信号認識対策（信号機との路車間協調等）

- B) GNSS 不感区間（高層建築物周辺で尚且つ歩道橋設置区間）における自動運転走行の実施（右折、もしくは、左折含む）
  - C) 歩行者検知用の路側カメラ・センサー等を設置した、路車間協調の実施
- ・これまでの幕張新都心モビリティコンソーシアムの取組みを参考にすること  
（参考）幕張新都心モビリティコンソーシアムホームページ  
<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/makuharisintositium.html>

### 3 事業概要

#### （1）支援内容

- ①地域住民、関係団体及び関係省庁等のステークホルダーとの協議・調整、実証に係る各種相談支援
- ②国家戦略特区を活用した規制改革
- ③実証実験への財政支援（補助金の交付）
  - ・補助金の交付 要綱のとおり
  - ・補助額 15,000,000円（予算上限）
  - ・補助率 補助対象経費の2/3以内とする。

※ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### （2）事業実施期間 事業者決定日から令和5年2月28日（火）まで

※本事業による支援を決定した事業者について、翌年度以降の支援を約束するものではない。

### 4 企画提案の手続き等

#### （1）スケジュール

- ①公募開始日 令和4年9月30日（金）
- ②質問受付締切日 令和4年10月6日（木）
- ③質問回答日 令和4年10月12日（水）
- ④参加申込受付締切日 令和4年10月18日（火）
- ⑤選定委員会開催 令和4年10月下旬（プレゼンテーションを実施）
- ⑥選定結果通知 令和4年10月下旬～11月上旬

#### （2）質問の提出について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

- ①受付期間 令和4年10月6日（木）午後5時まで
- ②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書を提出すること。  
なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。  
電子メールアドレス：[tokku.POF@city.chiba.lg.jp](mailto:tokku.POF@city.chiba.lg.jp)
- ③回答 質問に対する回答は千葉市ホームページに令和4年10月12日（水）午後5時までに掲載する。  
なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

### (3) 参加申込について

下記書類を提出すること。なお、様式第4号、予算計画書（任意書式）及び企画提案書（任意書式）の副本については、企画提案参加申込者（共同企業体の場合は構成員を含む）が判明・特定できる表現（社名やロゴ等）を一切使用しないこと（連携・協力事業者等は除く）。

- ①提出書類
- ア 様式第1号 企画提案参加申込書（1部）
  - イ 様式第2号 誓約書（1部）  
※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること
  - ウ 様式第3号 会社概要書及び業務実績調書（1部）  
※会社概要書については様式第3号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可（共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての会社概要を記載すること）  
※業務実績調書については過去5年間における本事業に関連のある事業（実施中、受託中のものを含む）を記載すること（共同企業体の場合は代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない）  
※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること
  - エ 任意書式 予算計画書（経費内訳書）（10部：正本1部、副本9部）  
※補助対象経費については、要綱に記載のとおり  
※本事業実施に係る経費について、補助対象外経費も含め、出来るだけ具体的な内訳を記載すること
  - オ 様式第4号 企画提案概要書（10部：正本1部、副本9部）  
※本実施要領「5 事業者選定」記載の審査の着目点別に内容を記載すること
  - カ 任意書式 企画提案書（10部：正本1部、副本9部）
  - キ 様式第5号 共同企業体等一覧表（1部）※共同企業体の場合のみ
  - ク 様式第6号 委任状（共同企業体等）（1部）※共同企業体の場合のみ
- ②提出方法 持参又は郵送
- ③提出期限 令和4年10月18日（火）午後5時までに必着  
（土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付）  
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。
- ④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市役所5階 千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課（担当：川村）
- ⑤その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載すること。  
必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

### (4) プレゼンテーションについて

- ①実施日 令和4年10月下旬予定
- ②出席者 業務実施責任者を含む3名まで
- ③内容 企画提案内容の説明及び質疑応答
- ④時間 1者につき40分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）

⑤その他

- ・プレゼンテーション選考は非公開とし、実施方法（対面、WEB開催など）、日時等の詳細は参加申込の受付後に別途連絡する。
- ・プレゼンテーション実施の際は、提出した企画提案書のみを使用すること。
- ・使用する備品等は、すべて提案者にて用意すること。（プロジェクター、スクリーン及びコンセントは千葉市にて用意する。）

(5) 選定結果の通知について

- ①通知日 令和4年10月下旬～11月上旬予定
- ②通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、千葉市ホームページで公表。  
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

5 事業者選定

- (1) 千葉市が設置する選定委員会の審査員が、審査基準に基づいて、提出された企画提案概要書等及び別途実施するプレゼンテーションをもとに審査を行い、原則、合計点数が最も高い1者を選定する。ただし、提案内容によっては、予算の範囲内において複数者を選定する場合がある。なお、採用の可否については、選定委員会の審査委員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えるか否かを基準とする。不採択の提案についても、内容に応じて財政面以外の支援をする場合がある。
- (2) 合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合がある。
- (3) 企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。
- (4) 選定にかかる審査項目及び配点は次のとおりとする。

【審査項目及び配点（100点満点）】

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第4号企画提案概要書 記載事項
1	課題認識 (20)	これまでの千葉市の自動運転への取組を踏まえ、実装に向けたプロセスと現状の課題が明確になっているか。
2	事業内容 (50)	提案された実証内容について、実現性のあるものとなっているか。
		実施内容の効果検証を行う上で、実施時期や期間は適切か。
		技術的な課題の改善や解消にむけて、技術革新の動向を踏まえた検証が行われるか。
		実証実験における安全対策が講じられているか。
		市民や地元企業等の自動運転車への受容性の向上に資するものとなっているか。
3	今後の展開 (20)	民間事業者による自動運転技術を活用した事業化や他地域への横展開が考慮されたロードマップが示されているとともに、本市が目指す方向性に合致した展開が期待できるか。
4	運営能力・ 事業実施体制 (10)	本事業に関連のある事業実績、成果を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。
		運営は組織化され、適切な人員配置、指導・監督体制が整備されているか。また、確実な実施、運営のための工程表等が提示されているか。 ※本業務の実施体制図（総括責任者、業務実施責任者等の組織体制図）、工程表を添付し提案すること。

## 6 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を遵守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

## 7 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) その他、本事業遂行上発生した問題等については、千葉市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定することとする。